

実地試験成績報告書について

1.

Q. 旧成績報告書は使用可能ですか？

A. 成績表が現行と同じ内容であれば使用可能です。

2.

Q. 旧成績報告書を使用する場合、「教官署名」が「教官氏名」に変更となった部分、「印」が削除された部分、「3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」が削除された部分は修正しておかなければなりませんか？

A. 記載する際に読み替えて作成していただければ良いので、修正する必要はありません。

3.

Q. 氏名を記載するようになったが、署名との違いは何ですか？

A. 署名の場合、自署をする必要がありましたが、氏名の場合はゴム印、印字、本人あるいは第三者による手書きも含め氏名が記載してあれば良いということになります。ただし、名前シールやテープ状の印刷物を貼って氏名の標記することは、輸送中に剥がれてしまう恐れもあるためご遠慮願います。

4.

Q. 旧成績報告書を使用し、押印してしまいました。訂正する必要がありますか？

A. そのまま提出していただいて結構です。

5.

Q. 成績報告書を書き損じた場合は訂正印を使って修正しなければなりませんか？

A. 訂正印は不要です。取り消し線等で消していただいて、正しく記入しなおしてください。

航空機乗組員飛行日誌・滑空機乗組員飛行日誌

今回の押印・署名の廃止は、これまで押印・署名しか証明を認めてこなかったところを他の手段の証明方法も広く認めるという主旨ですので、ご了解ください。なお、記載に際しては、上記成績報告書同様、氏名シールの貼付等、印刷物等の貼り付けによる方法は、経年劣化による脱落のおそれがあり、ご遠慮願います。

1.

Q. 1飛行ごとの教官署名欄はどのような証明方法が良いのでしょうか。

A. これまでの押印・署名に加えて、ゴム印や教官の許可を得て訓練生が氏名を記入しても

結構です。

2.

Q. 欄 30 のページごとの集計に関する証明欄はどのような証明方法が良いのでしょうか。

A. ここもこれまで署名・押印が求められていたところ、署名のみ、押印のみ、ゴム印、代筆による記入も認められます。もともとこの欄は利用者が便利に使用していただくために設けられた部分であり、その記入要領について当局が指示するものではありません。

3.

Q. 記入事項の修正は、どのようにすれば良いのでしょうか。

A. 「航空機乗組員飛行日誌記入要領」 1. (2) 又は「滑空機乗組員飛行日誌の様式及び記入要領」第2 1 (1) に従って、訂正内容の履歴が分かるようにお願いします。

(1) 修正液は使用しないでください。

(2) 取消には取り消し線を使用し、訂正前の内容が分かるようにしてください。

(3) どなたが修正したのか分かるように修正者が押印するか、修正者の氏名または署名をフルネームで記載してください。修正者は基本的には当該機長（当該飛行内容を最初に証明した者）ですが、それが著しく困難な場合は現に所属する組織の責任者、それも困難な場合は飛行日誌の所持者の訂正もあり得ます。

昨今、外国での飛行経験を元に本邦の技能証明を申請する例が増えており、記載内容の修正を現地教官に依頼することは現実的ではないことも多いのが実情です。しかし、安易に所持者による修正を行うと、記載内容の信憑性を失うこととなりますので、慎重な対応をお願いします。